# 専門実践教育訓練指定講座

## 沖縄歯科衛生士学校 歯科衛士科

本校は、「専門実践教育訓練給付の対象となる厚生労働大臣指定講座」として指定されております。

一定の条件を満たした対象者は、学費の一部が支給される給付金制度を利用できます。

#### 教育訓練給付金



「教育訓練給付制度」とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを 目的とする雇用保険の給付制度です。一定の要件を満たす、雇用保険の一般被保険者の方(在職者)や、雇用保険の一般被保険者であった方(離職者)が、専門実践教育訓練を受講・修了した場合に、受講者が支払った費用の一部が教育訓練給付金としてハローワークから支給されます。

### 給付金支給対象



- (1)初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。
- (2)以前に教育訓練給付金を受給し、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに3年以上雇用保険被保険者期間を有している方。(離職者の場合は、受講開始日までが1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内)である方)。

#### 《 本 校 を受 講 した場 合 の支 給 例 》

3年間で

最大 105 万円 支給

+

受講後に資格を取得し、 1年以内に就職した方には 約 **42 万円** 支給

1年次 40 万円

2年次 32.5 万 3年次 32.5 万 就職後約42万円



本校学費	1年生	2 年生	3 年生
入学金	200,000		
授業料	530,000	530,000	530,000
実習費	120,000	120,000	120,000
合 計	850,000	650,000	650,000

※諸費及び教材費は対象外です。
※学納金の納入方法により支給額が変わることがあります。

給付金支給までの流れ



ハローワーク

本校入学試験合格

ハローワーク

受講開始(3年間)

卒業・就職

• 受給資格の確認

キャリアコンサルティングの依頼



・必要書類の提出 (受講開始の原則2週 間前まで) ・ハローワークより給付金の支給開始 (入学後6ヶ月ごと申請) ・(国家試験合格・雇用保 険加入(一般))ハローワ ークより給付金支給

給付を受けるためには、事前にハローワークにて手続きが必要です。給付金対象者の条件等詳細については 最寄りのハローワークへお問合せください。

